

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（令和5年3月28日閣議決定）（抄）

○別表 今後5年間に講ずる具体的施策  
「第2 公的統計の整備に関する事項」部分

項目	No.	具体的な措置、方策等	担当府省	実施期間
3 経済活動のグローバル化に対応した統計の整備、国際比較可能性の向上、国際貢献 (1) 略				
(2) 国際比較可能性の向上、国際貢献	29, 30 略			
	31	○ 統計に関する国際比較可能性の更なる向上を図る観点から、統計委員会を中心に各府省間と連携し、政府全体としての国際機関へのデータ提供や情報発信の拡大、国際機関における統計関係の議論・調整状況などに関する情報共有の強化に向け、総務省が主催する「国際統計に関するワーキンググループ」において、統計データの提供拡大に向けた検討を重点的に行っていくなど検討体制の充実を図る。	総務省、各府省	令和5年度（2023年度）から実施する。